

所属所長 殿

(一財)岡山県教育職員互助組合理事長
(公 印 省 略)

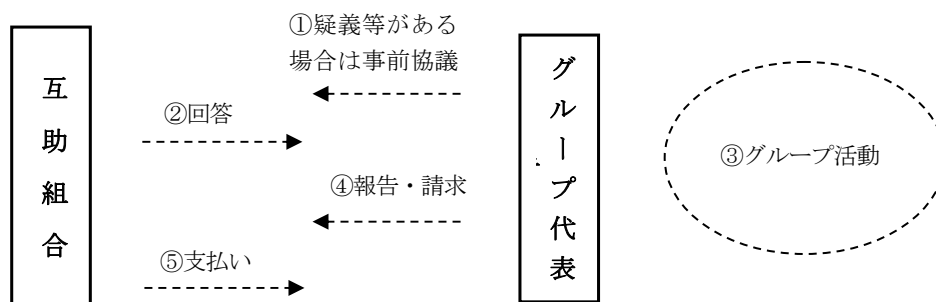
令和3年度「グループ研さん活動助成事業」の実施について

このことについて、次の事業を実施しますので、貴所属所会員に周知くださるようお願いします。

記

- 趣 旨 教職員の自ら学ぼうとする活動を応援するため、余暇を利用して自主的にグループ単位で計画、実施する自己研さん活動（以下「活動」という。）に対し助成する。
- 実施方法 別添「グループ研さん活動助成事業実施要領」のとおり
- 実施期間 令和3年4月1日から令和4年3月20日まで
- 請求期限 令和4年3月31日まで
- 助成額 **会員一人あたり一回500円まで**
グループ単位で実施する活動の参加会員数に応じて、助成金を交付する。なお、助成金は活動に要する対象経費の範囲内とする。
- 昨年からの主な変更点
(実施期間) 「2月末日」 → 「3月20日まで」
(活動内容) 「年間を通して継続的に」 → 削除
(対象経費) 【追加】Web会議等オンラインに係る費用は、助成金額のうち参加人数にかかわらず、1回最大3,000円とする。
(請求期限) 「3月10日」 → 「3月31日」

7 手続きの流れ



申請書等のダウンロードなどは下記のホームページから

「~~おかやま~~岡山県教職員福利厚生ネット」→「こんなときどうする」→「グループ研さん活動助成事業」
<http://www.okayamafukurinet.jp/>

【事前協議・提出先】〒700-8570

(一財)岡山県教育職員互助組合（福利課福利厚生班）

TEL (086)226-7603

E-mail hukuri-bunkakousei@pref.okayama.jp

令和3年度 グループ研さん活動助成事業実施要領

- 1 趣 旨 教職員の自ら学ぼうとする活動を応援するため、余暇を利用して自主的にグループ単位で計画、実施する自己研さん活動（以下「活動」という。）に対し助成する。
- 2 対 象 者 （一財）岡山県教育職員互助組合会員
- 3 実施単位 会員5人以上のグループ（複数の所属所の会員合同でも可）
- 4 活動内容 座学、討議、情報交換など自己研さんを目的として行う活動
- 5 実施期間 事業実施年度の4月1日から3月20日まで
ただし、勤務日以外の日（土曜、日曜、祝日等）又は勤務時間外などの余暇の時間（年休等有給休暇取得時は対象外）
- 6 助成金額 会員一人あたり一回500円まで
 - ・活動に参加する会員数に応じて、助成金を交付する。会員以外の参加者が含まれる場合も、上記助成金額を上限とする。
 - ・助成金は活動に要する対象経費の範囲内とする。
 - ・他の団体から補助がある場合は、対象経費からその額を控除した額を対象とする。
 - ・年間予算額に達した場合は、受付を終了することがある。
- 7 対象経費
 - ・消耗品代（備品、必要以上の数量、目的外の購入品と判断した場合は対象外とする。）
 - ・施設使用料（マイクなどの備品借上代を含む）
 - ・参加費等を徴収している場合は、対象経費からその額を控除した額を対象とする。
 - ・外部講師の謝金や旅費（恒常的な会計から謝金を支払うと課税対象になるので、源泉徴収が必要。なお課税対象でありながら源泉徴収をしていない場合は対象外とする。）
 - ・Web会議等オンラインに係る費用は、助成金額のうち参加人数にかかわらず、1回最大3,000円までとする。
 - ・その他必要と判断される経費（ただし、第三者の領収書等の得られる経費に限る。）
- 8 手続きの流れ
 - ①事前の交付申請は必要ない。
 - ②内容によっては、助成金を交付できないことがあるので、初めて助成を利用する場合や対象経費等に疑義がある場合は、活動実施までに事前協議（電話・メール）すること。
 - ③活動終了後、速やかに次の書類を理事長に提出する。（複数回分をまとめて提出することもできるが、書類は1回分ごと分けて作成すること。）
 - ・活動助成金交付請求書
 - ・活動報告書
 - ・当日使用した資料（開催要項や目次など、概要がわかる程度で可）
 - ・領収書（内訳入り）又はレシート（どちらも原本）
 - ・参加者名簿（必要事項が記載されていれば、様式は問わない。）
 - ④活動内容を審査し、適正であると認めた場合は、代表者の指定する口座に送金する。
 - ⑤毎月10日までに届いたものは、当月末に送金予定とする。
- 9 請求期限 事業実施年度の3月31日まで